

令和7年度第2回太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会
次第

日時：令和8年2月6日（金）11時開始

場所：太宰府市役所 4階406会議室

1 開会

- ・挨拶

2 議事

【議題】

- 1 まほろば号新規系統の運賃について

3 その他

4 閉会

太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会 委員名簿

任期: 令和8年3月31日まで

No.	選出区分	氏名	所属団体等
1	副市長	原口 信行	太宰府市
2	当該路線等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者	池田 舞	西日本鉄道(株) 自動車事業本部 営業部 地域ネットワーク担当 課長
3	校区自治協議会を代表する者	松本 芳生	太宰府市自治協議会 内山区自治会長
4	福岡運輸支局長又はその指名する者	永松 靖二	国土交通省 九州運輸局 福岡運輸支局長

【事務局】

太宰府市 都市整備部 部長	伊藤 健一
太宰府市 都市整備部 都市計画課 課長	古賀 千年志
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当係長	前田 勝一朗
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	柴田 義則
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	長澤 浩平
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	久保 弘樹
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	田淵 利治
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	古里 将輝

○太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会規程

令和6年9月20日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る旅客の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）についての協議等を行うため、太宰府市地域公共交通活性化協議会規則（平成30年規則第10号。）第8条第1項の規定に基づき設置する太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会の所掌事務は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

- (1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線等に係る運賃等
- (2) その他分科会が必要と認める事項

(組織)

第3条 分科会は、太宰府市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者又は一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (3) 校区自治協議会を代表するもの
- (4) 福岡運輸支局長又はその指名する職員

(任期)

第4条 分科会の委員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長)

第5条 分科会に会長を置き、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第6条 分科会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、旅客の利便性を損なわないと分科会で認められた事項について協議する場合は、書面にて開催することができる。この場合において、決定事項については、会長が書面により委員に報告を行うものとする。

5 分科会において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱)

第7条 分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**令和7年度第2回
太宰府市地域公共交通活性化協議会
運賃協議分科会資料**

太宰府市都市計画課

議題1 まほろば号新規系統の運賃について

議題1

まほろば号新規系統の運賃について

1. 運賃協議分科会について (P4~P5)
2. まほろば号の概要 (P6~P7)
3. まほろば号星ヶ丘線、星ヶ丘・高雄回り路線図
運賃 (案) (P8~P9)
4. 意見聴取結果等 (P10)
5. 今後のスケジュール (P11)

議題1 まほろば号新規系統の運賃について

1. 運賃協議分科会について

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4. 意見聴取結果等 (P10)

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

5. 今後のスケジュール (P11)

議題1 まほろば号新規システムの運賃について

1.運賃協議分科会について

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について **4.意見聴取結果等 (P10)**

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

- ①バブコメ (住民、利用者、利害関係者)
 - ②市政広報誌 (住民、利用者、利害関係者)
 - ③自治会への説明会 (住民、利用者)
 - ④業界団体を通じた事業者説明 (利害関係者)
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他 **5.今後のスケジュール (P11)**

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

議題1 まほろば号新規系統の運賃について

2.まほろば号の概要

●運行路線

市内8ルートを実行しています。

① 大佐野回り	② 吉松回り	③ 水城回り	④ 国分回り
⑤ 北谷回り	⑥ 都府楼回り	⑦ 高雄回り	内山線

●運行日

年始(1月1日～3日)を除き、毎日運行しています。

(注意) お盆期間中(8月13日～15日)と年末(12月29日～31日)は土日祝日ダイヤで運行します。

●運賃

小学生以上は、全区間100円の均一運賃です。

降車時にお支払いください。

幼児(小学生未満)は、保護者同伴に限り(ただし、保護者1人につき2人まで)無料です。

市内在住で障がい者手帳をお持ちの方は手帳等級により、運賃補助制度があります。

運賃補助制度(太宰府市民を対象としています。)

※地域サポートカー「湯の谷地域線」「連歌屋地域線」「東観世地域線」は対象になりません。

事前に補助利用券の申請が必要です。市役所窓口で障がい者手帳を持参し申請してください。

代理人でも申請できます。(印鑑、身分証明書は不要)

対象者	補助の内容	障害の程度	申請窓口
身体障害者手帳所持者	全額補助	1～2級(1種)の本人及び介護者	福祉課 (内324)
療育手帳所持者	全額補助	1～2級(2種)の本人のみ	
精神保健福祉手帳所持者	全額補助	療育手帳Aの本人及び介護者	
		1級の本人及び介護者	

注意

- ①降車の際は、運転手に手帳を提示して、補助利用券をバス車内運賃箱に入れてください。
- ②割引を受ける人は、必ず上記の補助利用券が必要です。
- ③補助利用券は、「まほろば号」以外では利用できません。

議題1 まほろば号新規システムの運賃について

2.まほろば号の概要

- **支払方法** 現金またはニモカカードなどの交通系ICカードでお支払いができます。
自動的に割引運賃で精算される交通系ICカード（小児用、障がい者用など）をご利用される場合は、降車時に運転手にお申し出ください。西鉄バス「グランドパス」は利用できません。
- **乗継制度** 「西鉄都府楼前駅」と高雄回りの「太宰府市役所」で、到着直後に他方面の路線に乗り継ぐ場合は無料です。

乗継は無料です！ ※地域サポートカー「湯の谷地域線」「連歌屋地域線」「東観世地域線」は対象になりません。

西鉄都府楼前駅 と 高雄回りの太宰府市役所バス停で、到着直後に他方面の路線に乗り継ぐ場合は無料です。（同一路線への乗り継ぎは有料です。）

1. 乗り継ぐ場合は、運賃支払い時に乗継券の発行を運転手に申し出て下さい。
2. 目的地で降車の際、乗継券を運転手に渡して下さい。（新たな料金は発生しません。）

- **お得なフリー券** 「まほろば号」が期間中乗り放題となるお得な乗車券として、1日フリー乗車券（施設割引特典付き）、1ヶ月フリーパス、3ヶ月フリーパスがあります。

お得なフリー券

<p>「1日フリー乗車券」 (施設入館割引特典つき)</p> <p>販売場所 ・「まほろば号」車内 販売価格 300円 ・観光案内所(西鉄太宰府駅内)</p> <p>入館割引施設 ・太宰府天満宮宝物殿 ・観世音寺宝蔵庫 ・菅公歴史館 ・だざいふ遊園地 (団体割引が適用されます)</p>	<p>「1ヶ月・3ヶ月フリーパス券」 (ご家族どなたでもご利用できます)</p> <p>販売場所 ・いきいき情報センター 2階総合案内 ・西鉄駅(二日市、太宰府) ※西鉄太宰府駅は後日受け取りとなります。</p> <p>販売価格 ・1ヶ月フリーパス券 3,000円 ・3ヶ月フリーパス券 8,000円</p>
--	---

※地域サポートカー「湯の谷地域線」「連歌屋地域線」「東観世地域線」は対象になりません。

議題1 まほろば号新規系統の運賃について

3.まほろば号星ヶ丘線、星ヶ丘・高雄回り路線図、運賃(案)

項目	内容															
1.運賃	<p>小学生以上は100円の均一運賃 降車時に支払い 幼児(小学生未満)は、保護者同伴に限り(ただし、保護者1人につき2人まで)無料 市内在住で障害者手帳をお持ちの方は手帳等級により、運賃補助制度有</p> <div data-bbox="548 502 1366 790" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運賃補助制度 (太宰府市民を対象としています。) <small>※地域サポーター「瀬の谷地域線」「遠敷屋地域線」「東郷世地域線」は対象になりません。</small></p> <p>事前に補助利用券の申請が必要で、市役所窓口で障がい者手帳を持参し申請してください。 代理人でも申請できます。(印鑑、身分証明書は不要)</p> <table border="1" data-bbox="560 598 1355 710"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>補助の内容</th> <th>障害の程度</th> <th>申請窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">身体障害者手帳所持者</td> <td rowspan="2">全額補助</td> <td>1～2級(1種)の本人及び介護者</td> <td rowspan="4">福祉課 (内324)</td> </tr> <tr> <td>1～2級(2種)の本人のみ</td> </tr> <tr> <td>療育手帳所持者</td> <td>全額補助</td> <td>療育手帳Aの本人及び介護者</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉手帳所持者</td> <td>全額補助</td> <td>1級の本人及び介護者</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ①降車の際は、運転手に手帳を提示して、補助利用券をバス車内運賃箱に入れてください。 ②割引を受ける人は、必ず上記の補助利用券が必要です。 ③補助利用券は、「まほろば号」以外では利用できません。 </div>	対象者	補助の内容	障害の程度	申請窓口	身体障害者手帳所持者	全額補助	1～2級(1種)の本人及び介護者	福祉課 (内324)	1～2級(2種)の本人のみ	療育手帳所持者	全額補助	療育手帳Aの本人及び介護者	精神保健福祉手帳所持者	全額補助	1級の本人及び介護者
対象者	補助の内容	障害の程度	申請窓口													
身体障害者手帳所持者	全額補助	1～2級(1種)の本人及び介護者	福祉課 (内324)													
		1～2級(2種)の本人のみ														
療育手帳所持者	全額補助	療育手帳Aの本人及び介護者														
精神保健福祉手帳所持者	全額補助	1級の本人及び介護者														
2.支払方法	<p>現金または二モカカードなどの交通系ICカード 西鉄バス「グランドパス」「エコルカード」は利用不可</p>															
3.乗継制度	<p>西鉄都府楼前駅、太宰府市役所、西鉄五条駅で到着直後に他方面の路線に乗り継ぐ場合は無料。(同一路線への乗継は有料)</p>															
4.フリー券	<div data-bbox="526 1085 1276 1284" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>お得なフリー券</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="571 1109 918 1268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「1日フリー乗車券」 (無記入乗車引特典つき)</p> <p>販売場所：「まほろば号」車内 販売価格：300円</p> <p>観光案内所 (西鉄太宰府駅内)</p> <p>入乗割引施設：太宰府天満宮宝物殿・観世音寺宝蔵庫・菅公歴史館 だざいふ遊園地 (団体割引が適用されます)</p> </div> <div data-bbox="929 1109 1265 1268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「1ヶ月・3ヶ月フリーパス券」 (ご家族などでもご利用できます)</p> <p>販売場所：いきいき情報センター 2階総合案内 西鉄駅(二日市、太宰府)</p> <p>※西鉄太宰府駅は毎日発行となります。</p> <p>販売価格：1ヶ月フリーパス券 3,000円 3ヶ月フリーパス券 8,000円</p> </div> </div> <p><small>※地域サポーター「瀬の谷地域線」「遠敷屋地域線」「東郷世地域線」は対象になりません。</small></p> </div>															

※まほろば号他路線と同様の内容

議題1 まほろば号新規系統の運賃について

4.意見聴取結果等

住民、利用者等の意見について

令和7年12月中旬から令和8年1月中旬

運行区域内の自治会、長寿クラブ等にて説明会を実施

→参加者からは反対の意見はなかった。

利害関係者の意見

西日本鉄道(株)、(有)太宰府タクシー、福岡西鉄タクシー(株)と協議を実施

バス・タクシー事業者など既存事業者との「共存共栄」を目指す観点から、1つのサービスに利用者が偏る等、バス及びタクシーの利用者に極端に影響を与えるサービス水準とならないよう、最大限の配慮をお願いしたい

議題1 まほろば号新規系統の運賃について

5.今後のスケジュール

- 運賃協議分科会（本日）



- 協議証明書の発行



- 運行事業者である、西日本鉄道(株)から福岡運輸支局へ届出（本日以降、運行開始の1ヶ月前までに届出）



- 2月中旬以降順次、市ホームページやバス停掲示等による周知